

令和8年度えひめ体験型観光コンテンツエリア創出支援事業業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度えひめ体験型観光コンテンツエリア創出支援事業業務

2 目的

日本人の人口減少が進む中、地域の活性化を図るために外部からの活力を取り込むことが重要であることから、「えひめ版政策エコシステム」（以下「エコシステム」という。）の枠組みも活用して、四国観光立県推進愛媛協議会（以下、「協議会」という。）が設定するテーマに沿い、地域DMO等が主体となって取り組む新たな体験や学び等を提供し、かつ、地域産業とも連携する体験型観光コンテンツのエリア創出を支援することで、受け入れ環境の整備を図り、地域の持続的な稼ぐ力を強化する。

3 委託期間

契約締結後～令和9年3月31日（水）

4 委託料（上限）

31,617千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 支援する対象等

（1）支援対象（想定）

次の①～③の要件をいずれも満たすもので、当事業で公募の制度設計を行い募集する。

- ① 市町単位以上での「面」としてストーリー性を持たせた周遊動線を構築・管理できる者
- ② OTA等を活用し、ターゲットに対し直接的な集客・予約・決済までをオンライン上でシームレスに提供できる体制（またはその計画）を持つ者
- ③ エコシステムにおける「体験型観光コンテンツエリア創出アクションラボ（以下「アクションラボ」という。）」に参加し、本事業の取組事例をエコシステム参加者と共有することで、県全体の観光をフックとした地域活性化の機運醸成に貢献する意欲がある者

（2）支援対象の取組テーマ

単なる観光消費ではなく、地域特有の産業の裏側にあるストーリーを、愛媛ならではの食と体験、地元との深い交流を核に体験できる高付加価値なエリアの創出

（3）支援対象が創出するエリアのターゲット

近畿圏、近隣県（中国地方及び四国内）から車で来訪する次の者

- ・「癒し」や「自分へのご褒美」、「温かいコミュニティ」体験を求める若年層
- ・子どもに学び・成長につながる体験をさせたい若年ファミリー層

6 業務内容

（1）エリア創出に向けて取り組む支援対象の公募・選定の支援

- ・支援対象の公募に向けた制度設計（公募要件、審査基準の作成等）を行うこと。
- ・応募案件の集計、評価の助言、審査結果の整理を行うこと。
- ・採択件数は3件とし、1度の公募で支援対象者が上限に満たない場合は、追加公募を実施するので留意すること。

（2）エリア創出に向けた取り組みの伴走支援

新たな体験型観光コンテンツのエリア創出（販売体制の構築まで含む）に向けた支援対象の事業計画策定や実行に関する伴走支援を実施すること。具体的な内容は次のとおり。

【事業計画の策定支援】

地域が持続的に稼ぐことが可能なエリアを創出できるよう、根拠のある事業計画の策定を支援する。

特に、「顧客視点での商品設計（PMF）」に基づき、ターゲット顧客のニーズを深く捉えた観光コンテンツエリアの創出に加え、SNSでの認知から予約、現地の移動、体験後のリピート施策までを一貫させた「顧客体験フロー（CX）」の設計と最適化は意識して支援すること。

また、持続的に稼ぐ力を構築するため、適正な価格設定（高単価化）と、地域への収益還元モデル（地域内循環）の構築についても意識して支援すること。

【実行支援】

策定した事業計画に基づき支援対象がエリアを創出できるよう、実行にあたり顕在化する問題や課題等について解決の支援を行う。

（3）取組結果のエコシステムへのフィードバック支援

支援対象の取組は、アクションラボのモデル事業として実施するものであることから、エリア創出に向けた活動の機運醸成のため、支援対象がエコシステムで取組状況（進捗状況と課題及びその対応等）を発表する支援を行うこと。（取組状況発表：3回/年を想定。なお、エコシステムでの発表会開催の調整は協議会側で行う。）

7 KPI

販売体制の構築（試験的なものも含む）まで行ったエリア数 3エリア

8 成果品

（1）ここで示す成果品は、チーブファイルにファイリングした紙媒体1式と、CD又はDVDに格納したMicrosoft Word、Excel、PowerPoint形式又はPDF形式による電子ファイルを提出すること。

○提出物

No	納品物	内容
1	実績報告書	業務の目的、体制、連絡先、実施スケジュール、公募対応や伴走支援の実績等からなるもの
2	伴走支援した事業計画書	伴走支援を行い作成した支援対象者の事業計画書

（2）全てウイルス対策ソフトにより検査した上で、納品すること。

（3）納品物がウイルスに感染していることにより、協議会又は第三者が損害を受け

た場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

9 その他留意事項

(1) 進捗状況の報告等

本業務の進捗状況について、定期的にオンライン協議等の場を設け、報告を行い、円滑に業務を遂行すること。また、議事録の作成や課題の管理は受託者が行うこと。なお、会議内容が業務従事者以外に知られることがないよう対策を講ずること。

(2) 著作権の取扱い

本業務における著作権の取扱いについては、本業務委託契約書に定める規定によるほか、以下のとおりとする。

①作成された成果物等の取扱い

受託者は、作成された成果物等が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証し、成果物等の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は検査完了をもって全て協議会に移転するものとする。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

②著作者人格権の行使

受託者は、成果物等に係る著作者人格権を行使するときにおいても、協議会及び協議会の指定する者に対して、これを行使しないものとする。

③受託者又は支援対象が既に著作権を保有している成果物等の取扱い

成果物等の中に既に受託者又は支援対象が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお、受託者又は支援対象に帰属するものとする。

(3) 機密保持について

本業務における機密保持については、本業務委託契約書に定める規定によるほか、以下のとおりとする。

①秘密の保持のための措置

受託者は、次に掲げる情報を本業務の遂行の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとし、このために必要な措置を講ずること。なお、契約内容の履行目的以外の使用又は第三者に上記情報を開示する必要が生じた場合は、事前に協議会と協議して承認を得ること。契約終了後も同様とする。

- ・契約期間中に県が提示した一切の情報（公知の情報等を除く。）
- ・履行過程で知り得た一切の情報
- ・納入成果物等に関する一切の情報

②資料の管理

受託者は、本業務の遂行の過程において協議会から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

- ・複製しないこと。
- ・用務上必要が無くなり次第、速やかに協議会に返却すること。ただし、

協議会が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(4) 業務の再委託

- ・契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、協議会の承諾を得た場合はこの限りではない。その場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承認を得ること。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- ・受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

(5) その他

- ・受託者は、業務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律、愛媛県会計規則その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- ・本業務に係るコンサルティング・調査・報告・交通費等の一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。
- ・契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。